

山内 貴博 (やまうち たかひろ)

職 業	弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士。長島・大野・常松法律事務所パートナー。
事 務 所	長島・大野・常松法律事務所
住 所	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
電話番号	03-3511-6165
【主な経歴】	
1994年	東京大学法学部卒業
1996年	司法修習修了(48期)、長島・大野法律事務所(現・長島・大野・常松法律事務所)入所
2001年	Harvard Law School 卒業(LL.M.)
2001年～2002年	Schulte Roth & Zabel LLP (New York) 勤務
2004年～2013年	(一社)日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)・ドメイン名紛争に関する検討委員会委員
2010年～2011年	第一東京弁護士会常議員、日本弁護士連合会代議員
2010年	社団法人日本国際知的財産保護協会(AIPPI・JAPAN)・諸外国における特許権利化後の補正・訂正制度に関する調査研究作業部会(特許庁からの委託事業)メンバー。
2010年～現在	経済産業省「電子商取引及び情報材取引等に関する準則」執筆メンバー
2013年～	SOFTIC・ソフトウェアの知的財産権連続講座「ソーシャルメディアを利用した電子商取引の法律問題」講師
【主な取扱分野】	
紛争処理業務を中心に、企業法務全般を手掛ける。知的財産権関連訴訟、技術系訴訟に力を入れており、その経験は、化学分野、医薬分野、電気製品分野をはじめ各技術分野に及んでいる。不正競争防止法、商標法、意匠法に関する助言を数多く行っており、コンピュータ・インターネット関連法務、電子商取引関連法務も得意とする。スポーツ界における法の支配の確立をライフワークとする。	

【著書等】

- 2007年 「完成品に組み込まれた部品に付された商標」 (『商標・意匠・不正競争判例百選』(別冊ジュリスト 第188号))
- 2010年 訂正審判における複数の訂正事項の一体性・個別性 (知財高裁第2部平成21年11月19日判決) (AIPPI Vol.55 No.6)
- 2011年 判例研究「インターネットショッピングモールの運営者の商標権侵害等の責任」 (知財研フォーラム 2011 Winter (Vol.84))
- 2011年 「絵画鑑定書事件・引用の抗弁を認めた事例」 (別冊判例タイムズ 32号 『平成22年度 主要民事判例解説』)
- 2012年 判例研究「ウェブサイトの記載等を根拠に我が国の国際裁判管轄が認められた事例—知財高判平成22年9月15日」 (知財研フォーラム 2012 Winter (Vol.88))
- 2012年 『【日中対訳】中国企業のための日本投資法務ガイド』 (長島・大野・常松法律事務所／中倫律師事務所 (編) ・中央経済社)
- 2012年 連載「著作権法のフロンティア」第1回「引用」(ジュリスト 2013年1月号(No.1449))
- 2013年 判例研究「特許法第102条第2項の適用要件—知的財産高等裁判所特別部平成25年2月1日判決」 (知財研フォーラム 2013 Spring (Vol.93))
- 2013年 『ソーシャルメディア活用ビジネスの法務』 (共著・民事法研究会)
- 2013年 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」平成25年改訂のポイント (Business Law Journal 2014年1月号 (No.70))
- 2014年 判例研究「前訴において争われた構成要件の解釈を再び後訴において争うことの可否—知的財産高等裁判所平成25年12月19日判決—」 (知財研フォーラム 2014 Spring (Vol.97))